

2022年度

事業計画書(変更)

2022年4月 1日から

2023年3月31日まで

2022年度 事業計画書

2022年4月1日から
2023年3月31日まで

2022年度において、次の事業を実施する。

I. 私的録音録画補償金の徴収、分配等に関する事業

1. 私的録音補償金の額の決定、徴収及びその分配、その他私的録音補償金を受ける権利行使を実施する。

(1) 補償金の受領（前年度下半期出荷分及び当年度上半期出荷分）

受領見込額：10,100,000円（税込）

【内訳】 2021年度下半期出荷分として 5,800,000円（2022年9月受領）
2022年度上半期出荷分として 4,300,000円（2023年3月受領）

(2) 補償金の分配 2021年度上半期出荷分（2022年3月受領）
2021年度下半期出荷分（2022年9月受領）

分配見込額：7,828,000円（税込）

【内訳】 2021年度上半期出荷分補償金額	5,800,000円
2021年度下半期出荷分補償金額	5,800,000円
当年度徴収見込補償金計	<u>11,600,000円</u>
（－）管理手数料	2,320,000円
（－）共通目的事業対象基金額	1,856,000円
（＋）前年度法人会計収支差額予測額	404,000円
分配見込額	<u>7,828,000円</u>

(3) 補償金の返還請求があった場合における審査及び返還

2. 私的録画補償金の額の決定、徴収及びその分配、その他私的録画補償金を受ける権利の行使に関すること

(1) 著作権法施行令で定める特定機器及び記録媒体の製造業者等との間の私的録画補償金の額に関する協議、決定及び認可申請

(2) 私的録画補償金に係る関係業務規程の検討及び届出

- ① 補償金関係業務の執行に関する規程
- ② 共通目的基金の執行方法に関する取扱基準
- ③ 私的録画補償金規程
- ④ 私的録画補償金分配規程

⑤私的録画補償金返還基準

- (3) 録画補償金の額の国民への周知のための公示
- (4) 私的録画著作権者協議会の設置に関する検討

II. 共通目的事業

1. 録音補償金に係る共通目的基金から支出する事業

当年度共通目的事業対象基金^(※1)1,856,000円に前年度繰越分見込額21,236,000円を加えた23,092,000円を共通目的事業基金総額とし、共通目的事業のうち自主事業^(※2)のみを2,400,000円(税込)で実施する。

(※1) 当年度共通目的事業対象基金・・・当年度徴収見込補償金から管理手数料を控除後の20%

(※2) 第一種助成事業および第二種助成事業・・・事業休止中

(1) 著作権制度に関する教育及び普及啓発、又はこれらの事業に対する助成

①自主事業・・・1事業：予算額2,400,000円(税込)

ア. 教育現場におけるアプローチ

冊子「教師のための著作権講座」及び冊子「生徒のための著作権教室」を児童・生徒及び教育関係者に配布することにより、著作権に関する基礎的な知識を提供し著作権の大切さを享受してもらうことを目的として事業を実施する。

2. 録画補償金に係る共通目的基金から支出する事業

共通目的委員会において録画補償金に係る共通目的基金から支出する事業の検討

- ①著作権制度に関する教育及び普及啓発
- ②著作権制度に関する国際協力
- ③著作権制度に関する調査研究
- ④著作物の創作の振興及び普及に資する事業
- ⑤デジタル録画に係る技術的制限に関する調査研究

III. その他本会の目的を達成するために必要な事業

(1) 補償金制度等の国民への周知のための広報に関する事業の検討

以上